

不正競争防止法関連の最近の判例について

フェアトレード委員会*

抄 録 不正競争防止法に基づく裁判は年々増加の一途を辿っているが、最近では「偽装表示」事件が世間の注目を集め、不正競争防止法自体が世間一般にも広く知られるようになってきた。

このような状況の中、当委員会では昨年、この不正競争防止法に関して新たな判示が出されている判例を3件紹介した¹⁾が、今回、新たに実務の参考になると思われるものとして、無効となった特許に基づく権利行使、著作権消滅後の©マークの表示行為、並びに「偽装表示」に対する刑事罰の適用、の3件の判例をとり上げ、それぞれの概要と主要な争点、判示についてご紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 合成樹脂製クリップ事件
3. ピーターラビット事件
4. ミートホープ食肉偽装事件
5. おわりに

1. はじめに

近年、各企業はその事業活動において、いかに他社の知的財産権に抵触しないようにしつつ、自社の知的財産権を保護・活用するか、ということに腐心されていることであろう。

このような権利の活用を考える場合に、特許権等のいわゆる産業財産権や著作権などは、法的に一定の効力が与えられてはいるものの、必ずしも安定したものではないため、自己の権利を行使しようとする場合においても、他者の権利の抵触問題を検討する場合においても、いずれの場合も頭を悩まされるところかと思われる。

その一方で、そういった問題に誠実に取り組んでいる企業をあざ笑うかのように、自己の利益のためならば顧客を欺くこともためらわないような事業者もいる。その最たる例が、昨今世間の注目を集めている、いわゆる「偽装表示」

事件であろう。

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保することを目的として、自他の知的財産権に注意を払い公正に事業活動を行っている事業者を保護し、「偽装表示」のような違法行為を行った事業者を罰することを規定した法律であるが、社会情勢の変化に伴い過去に数度の改正がなされ、また今後も改正が予定されており、その内容は変化し続けている。従って法の適用を考えるにあたっては、できるだけ新しい判例を参照することが望ましいと思われるため、当委員会では昨年、実務上の参考に供することを目的として、この不正競争防止法に関する新たな判示が出されている判例を3件紹介した¹⁾。しかしながら今なお、自己の行為が法に照らして問題ないかどうか、また違法と判断された行為に対する罰則がどのように適用されるのかといった点については、予測が難しいところかと思われる。

そこで本稿では、昨年に引き続き不正競争防止法に関する最近の判例から、特に企業がその事業活動上、係争に巻き込まれる蓋然性が高いと思われる事例を中心として新たに3件をとり

* 2008年度 Fair Trade Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

上げ、その概要と主要な争点、判示についてご紹介する。

2. 合成樹脂製クリップ事件

東京地裁平成17年(ワ)第3056号(平成18年8月8日判決)

2.1 論 点

不正競争防止法2条1項14号における「他人」の明示の要否について、具体的な「競争関係」の必要性、特許権が無効となった場合の警告書は虚偽の事実かどうか。

また、特許権が無効となる前に特許権者が競業者の取引先に対して競業者が製造、販売する当該製品が自己の特許権を侵害する旨を告知する行為が違法となるかどうか。

2.2 事案の概要

被告会社は、その代表取締役である被告甲が有する特許権(合成樹脂製クリップ)特許第2956956号の専用実施権の設定を受け、平成13年11月1日その旨登録した。平成13年11月7日、被告会社は原告が製造販売している第1クリップ(図1)が特許権侵害であるとして使用を中止するよう、取引先に第1警告書を送付し、同日、原告にも同様の警告書を送付した。平成14年7月26日、被告らは、原告の製造販売する第1クリップ及び第2クリップ(図2)は特許権侵害であるとして差止及び損害賠償請求の別件侵害訴訟を提起。平成14年10月15日、被告らは取引先に第2警告書を送付した。平成14年11月8日、原告は被告らに対し、原告製品が特許権侵害である等、原告の取引上の信用を害する虚偽の事実を告知、流布する行為を慎むよう、申し入れを行った。また、原告は平成14年12月16日に本件特許権につき無効審判請求をし、特許庁は平成15年6月19日、本件特許権は進歩性がないため無効とする旨の審決をした。

また上述の別件侵害訴訟について、大阪地裁は平成15年10月9日、特許権は進歩性を欠き無効であり、本件特許権に基づく権利行使は権利濫用であると判断した。

本件は、被告らが、原告の取引先に対し、原告の製品が被告らの特許権及びその専用実施権を侵害している旨の警告書を送付したところ、当該警告書の送付は虚偽の事実の告知により原告の信用を毀損するものであるとして、原告が、被告らに対し、不正競争防止法2条1項14号及び4条に基づき損害賠償及び民法所定の遅延損害金の支払を求めるとともに、不正競争防止法7条に基づく信用回復措置の請求として謝罪広告の掲載を求めた事案である。

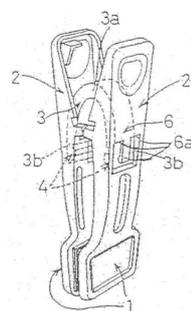


図1 第1クリップ

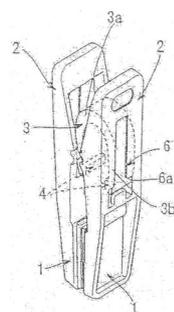


図2 第2クリップ

2.3 判 示

不正競争防止法2条1項14号における「他人」の明示の要否については、「当該信用毀損行為を組成する文書等を受け取った者に特定の者の商品等を想起させる内容が記載されていれば足

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

り、当該文書等に「他人」の氏名又は名称が明示されている必要はない」とした。

原告と被告らとの競争関係の有無については、「「競争関係」とは双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性があることで足りる」から、具体的な競争関係の必要はないとした。

特許権が無効となった場合の、競争相手への警告書は虚偽の事実かどうかについては、「本件各警告書は、本件各クリップは本特許権を侵害することを要点とし、その当然の前提として、本件特許権は無効理由を有しないことを主張しているものであるから、本件特許権は無効理由を有しないとの点において虚偽があったものというべきである」とした。

そして、特許権者が競業者の取引先に対し、競業者が製造、販売する当該製品が自己の特許権を侵害する旨を告知する行為については、侵害の旨の警告後、「特許権の無効が審決等により確定し、又は当該製品が侵害でないことが判決により判断されたときには、競業者との関係で、その取引先に対する虚偽事実の告知に一応該当することとなるものの、この場合においても、特許権者によるその告知行為が、その取引先自身に対する特許権等の正当な権利行使の一環としてされたものであると認められる場合には、違法性は阻却されると解される」とし、「特許権者が取引先に対する訴え提起の前提としてなす警告も、特許権者が事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、または特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされる事実調査および法律的検討をすれば、事実的、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのに、あえて警告をした場合には、競業者の営業上の信用を害する虚偽事実の告知または流布として違法となると解すべきである。

しかし、そうでない場合には、このような警

告行為は特許権者による特許権の正当な権利行使の一環としてされたものというべきであり、正当行為として違法性を阻却されるものと解すべきである」と判示した。

よって、被告らが原告の取引先に対し、原告の製品が被告らの特許権等を侵害している旨の警告書を送付した行為は、不正競争にあたらないと認定した。

2. 4 評 釈

特許権等が無効となる前の競業者の取引先への警告等については、いくつかの判例が知られている。例えばマグネット式筆入れ事件（名古屋地裁昭和56年（ワ）第558号）では、実用新案権者が、製造者に対し侵害の旨の警告をするとともに侵害差止め訴訟を提訴し、問屋、小売店に対しても同種の告知をしたが、侵害差止め訴訟で請求棄却が確定し、実用新案権も無効が確定した場合において、製造者に対する訴訟、警告についての不法行為は否定されたが、問屋、小売店への警告は虚偽の事実の流布に当たるとされ、損害賠償請求と謝罪広告の掲載請求が認容された。

今回、特許権者が競業者の取引先に対し、自己の特許権を侵害する旨を告知する行為の後、特許権が無効となっても、特許権者が事実的・法的根拠を欠くことを知らなければ、特許権等の正当な権利行使の一環としてされたものであると認められ、違法性は阻却されると解される、とされた点で意義がある²⁾。

3. ピーターラビット事件

大阪地裁平成17年（ワ）第12138号（平成19年1月30日判決）、大阪高裁平成19年（ネ）第713号（平成19年10月2日判決）

3. 1 論 点

著作権が消滅した絵柄に対して、著作権が消

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

滅した後も未だ著作権が存続しているかのような表示（©マーク³⁾並びに、著作者、ライセンサー名等、著作物情報に関する表示⁴⁾。以下後掲注4)の表記を「被告表示」という)をライセンシーに使用させることにより、需要者ないし取引者に対して同絵柄の著作権が日本において未だ存続しているかのように誤認させることは、不正競争防止法2条1項13号の商品の品質又は内容及び商品化許諾業務に係る役務の質又は内容を誤認させる不正競争行為に該当するか。

3.2 事案の概要

本件は、ベアトリクス・ポター (Beatrix Potter) が創作した絵本である「THE TALE OF PETER RABBIT」(邦題「ピーターラビットのおはなし」)中の絵柄(原画)の日本における著作権管理業務(商品化許諾業務)を行っている被告に対し、同絵柄を使用したバスタオル及びフェイスタオルの販売を企画したと主張する原告が、(1)日本における同絵柄(原画)の著作権が存続期間満了により消滅したことを理由に、被告が原告に対し同著作権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求めるとともに、(2)同著作権が消滅した後も被告が被告ライセンス商品についていわゆる©表示など同絵柄(原画)についてライセンシーに未だ著作権が存続しているかのような表示を使用させ、需要者ないし取引者に同絵柄の著作権が日本において未だ存続しているかのように誤認させる表示をしているところ、同表示は、同ライセンス商品の品質又は内容及び被告商品化許諾業務に係る役務の質又は内容を誤認させる不正競争行為(不正競争防止法2条1項13号)に該当すると主張して、不正競争防止法3条1項に基づき、同表示を自ら使用すること並びにライセンシーに使用させること及び同表示を使用し、又は使用させた商品の販売等や役務の提供等の差止め

と、同法4条又は民法709条の不法行為に基づく損害賠償を求めたが棄却された地裁判決の控訴審である。

尚、著作権に基づく差止請求権不存在確認の訴えについては、判決文のほか、別途、本件判例に対する考察が行われた論文等⁵⁾を参照されたい。

3.3 判 示

高裁判決は、まず、©を表示する行為について「©の記号は…(中略)…万国著作権条約の締約国において、著作権の保護を受けるための方式として要求されるものを満たしたと認めるための要件として…(中略)…これを表示することを要求されたものであって」、無方式主義をとる「日本においては著作権存続期間が満了しているのに未だこれが存続しているかのように誤認させるような表示とまではいえない」と判示した。

次に、©や被告表示を付した表示が、商品の品質、内容について誤認を与える表示か否かについて、「[商品]の[品質]・[内容]を「誤認させる」表示をしたか否かは、当該具体的商品の具体的内容を前提に具体的に品質、内容を検討した上で決せられる事柄であり、そのような具体的検討もなく、被告表示が一般的、抽象的に「[商品]の[品質]・[内容]を誤認させるとすることはできない」として、個々に具体的商品を特定した上で品質または内容を誤認する旨を主張、立証していない1審原告の主張は認められないとした。

また、役務(商品化許諾業務)の質及び内容について誤認させるか否かについては「1審原告は、子供用被服、文房具、日用品雑貨品等の商品の製造販売を業とするところ、上記商品と競合する商品の製造販売については格別、それ以外の商品の製造販売、役務の提供については、被告表示の有無は1審原告の営業に影響を及ぼ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

さない]、「1審原告は、1審被告と競争関係に立つ商品化許諾業務を営む事業者ではなく、商品化許諾業務という役務の質・内容を誤認させる表示により、本件における需要者である被告商品化許諾業務における日本のライセンシーを奪われるという関係に立たないことが明らかであり、一方、被告ライセンス商品に被告表示を付することが、その商品の品質・内容を誤認させる表示にあたらぬ」とした。

上記理由から「1審被告が…(中略)…被告表示3ないし5を付する行為により、1審原告の営業上の利益を侵害するおそれがあるとは認められない。」とし、損害賠償請求の訴えについては、「1審被告が被告表示を使用することが1審原告に対する不法行為責任を生じさせるほどの違法性を有するものではないというべきである…(中略)…1審被告が被告表示を付する行為が直ちに著作権法121条に該当するかあきらかではなく…(中略)…かかる行為を持って1審原告に対する不法行為を構成するとまでは直ちにいえぬ」と判示し、地裁判決同様損害賠償請求を認めなかった。

3. 4 評 釈

地裁判決において、高裁判決より具体的かつ詳細な検討がなされている「©マークについて」と「商品の質及び内容について誤認させるか否か」について、以下、補足する。

©マークについて、地裁判決では、「万国著作権条約に定める©の記号は、当該条約締結国において著作権の保護を受けるための方式を満たしたと認められるために表示されるものであり、日本のように、著作権の保護について方式主義を採用していない国においては、その表示の有無によって著作権の保護の有無が法的に左右されるものではないことから、©が表示されていても、本件絵柄から著作権の保護が及ぶことを保証するものではなく、いまだに著作権が

存続しているように誤認させるような表示とはいえない」ことから「日本においては著作権存続期間が満了しているのに未だこれが存続しているかのように誤認させるような表示とまでは言えない」との理由で不正表示にはあたらないとしている⁶⁾。

また、地裁判決は商品の質及び内容について誤認させるか否かについては、「[商品の品質]とは、その商品の有する性質や性能をいい、例えばタオルという商品であればその素材となる繊維の種類、その配合割合、肌触り、仕上がり具合等がその典型的なものとしてあげられるであろう。…(中略)…商品に描かれた絵柄が著作権の保護を受ける著作物であることが「商品の品質」に含まれる…(中略)…とすれば、著作権による保護の対象となる著作物たる絵柄(例えば、最近描かれた現代絵画)を使用した商品が、著作権保護期間が満了しパブリックドメインに帰した絵柄(例えばゴッホの絵画作品)を使用した商品よりも品質の上で優れていることを前提とせざるを得ないが、そのような前提を採り得ないことは明らかである」ことから、タオルの絵柄が著作権による保護の対象となる著作物であるということが、13号の不正競争行為にいう誤認表示の対象となる商品の品質ということはできず、「商品の品質」に関する誤認表示には該当しないと判示している。

上記地裁判決に対し高裁判決では「当該タオルの種類、性格等によっては当該タオルの絵柄そのものが選択基準となる場合もあり、当該タオルの種類、性格の如何により、当該絵柄が著作権の保護を受ける著作物であるか否かが選択基準となることも生じ、要は具体的個々の商品につき個々に結論が異なる可能性があるということとなる」として、地裁判決の解釈とは一部異なる判断を下している。

この高裁判決でいう「当該タオルの絵柄そのものが選択基準となる場合もある」には同意で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

きるが、その選択基準が、「当該タオルの種類、性格の如何により、当該絵柄が著作権の保護を受ける著作物であるか否かが選択基準となることも生じる」という判示については、「著作物」としての判断基準が不明確な結果となることから、やや非現実的な印象を受ける。

地裁、高裁とも、原告の訴えを棄却している点において結論は一致しているが、その検討内容及び判決理由を「個々に具体的商品を特定した上で品質または内容を誤認する旨を主張、立証していない」とした高裁判決のみならず、個別具体的に検討結果や考え方を示した地裁判決を併せて参照の上、本件判決を理解することが重要であろう。

4. ミートホープ食肉偽装事件

札幌地裁平成20年3月19日判決（平成19年（わ）第1454号）

4.1 論 点

不正競争防止法第2条1項13号：品質等誤認惹起行為に対して、刑事罰が適用される場合とは、どのような場合か？本件は、昨今の食品偽装事件において、不正競争防止法上の刑事罰が実際に適用された、きわめて稀な事例である。

4.2 事案の概要

被告人は、自ら経営する食肉加工卸会社X社の代表取締役であり、およそ1年間にわたり、牛肉に豚肉、鶏肉、羊肉又は鴨肉等の牛肉以外の畜肉を混ぜた牛ミンチに「牛100%」と表示して出荷し、取引先3社から約3,900万円を騙し取ったとして、詐欺罪と不正競争防止法の罪に問われた事件の判決である。

4.3 判 示

不正競争防止法第2条1項13号では、「商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に

用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為」を不正競争行為としている。

本件においては、被告人が従業員と共謀の上、牛肉に豚肉等のその他の畜肉を加えるなどして製造した挽肉等を梱包した段ボール箱に牛肉のみを原料とするかのようなシールを貼付するなどして、商品の品質及び内容を誤認させるような表示をし、これを取引業者に引き渡しているため、その要件を満たしている。

判決では、被告人の犯行態様の悪質さを具体的に述べている。即ち、「取引業者や最終的に食品を口にする一般消費者などを何ら考慮することなく、偽装が容易な挽肉等を利用して、安価な原材料費で多額の売り上げを得て、会社及び自己の利益を図ろうとしたものであり、結局のところ、その動機が極めて利欲的かつ自己中心的というほかなく、厳しい非難を免れない」と述べ、また「牛肉、豚肉、鶏肉、羊肉や鴨肉といった他の畜肉を加えるということ自体、その大胆さ、悪質さは際だっており、昨今みられる食品偽装の中でも、原産地偽装等の事案とは一線を画するものというべきである」とも述べている。更に、取引先が被った金銭的損害及びブランドの毀損、そして何よりも一般消費者に与えた食への信頼の失墜についても言及し、「表示を信頼した多数の関係者や一般消費者を裏切る著しく背信的な犯罪」とであると認定している。上記の事情とともに、「被告人は、犯行態様が新聞等で明るみになった後でさえも罪証の隠滅を図り、自らの行為に対し悔悟の姿勢が見られない」とし、被告人の刑事責任は相当重

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いと認定され、懲役4年の実刑判決が下された。

4. 4 評 釈

本件は、行政の不手際も発覚し、また食品に関わる法制の不備が明らかになった事件であり、現在、政府が構想中の消費者庁の設立を含め、食への安全を確保するための根本的な改革が必要であると認識させた事件でもある。不正競争防止法では、不正競争の防止を図るという観点から、侵害行為の差止請求（3条）及び損害賠償（4条）等の民事上の措置を認められているほか、同法2条1項13号の不正競争（品質等誤認惹起行為）を行った者に対し、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（刑事罰）を科し（21条2項1号）、さらに、その行為者の所属する法人に対しても3億円以下の罰金を科している（22条1項）。本件と同様、同法第2条1項13号及び詐欺罪で起訴された、「米産地偽装」事件（平成20年4月17日 大阪地裁判決：平成19(わ)第3407号）及び「輸入冷凍鴨肉偽装表示」事件（平成17年1月7日 仙台地裁判決：平成16年(わ)第708号）については、執行猶予付判決であったにもかかわらず、本件に関しては、執行猶予なしの実刑判決であった点を鑑みると、本件における被告人の行為が相当悪質であると判断されたのではないだろうか。

なお、本件発生後発覚した、「餅お菓子」事件及び北海道で著名な「お菓子」事件では、各々、消費期限又は賞味期限の改竄が発覚したが、原産地、品質、内容等の偽装を行っていないため、これらの事件に対しては農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（通称「JAS法」）の適用にとどまり、不正競争防止法は適用されなかった。

5. おわりに

近時の経済活動の多様化に伴い、企業が自らの営業努力により創出した資産を保護すること

は、安定した事業活動を維持する上で、必要不可欠であり、かような問題に対処する場合、不正競争防止法の利用を検討することが有効である。

本稿は、企業がその事業活動上、係争に巻き込まれる蓋然性の高い事例に焦点を絞り、最近の判例について紹介をしてきた。

まず、第2章において紹介した「合成樹脂クリップ事件」は、特許権者が事実的・法的根拠を欠くことを知らない場合における権利行使は、特許権の「正当な権利行使の一環」として認定されたことから、警告文等による権利行使の実務を行う上で、権利の有無等の困難な確認作業等、送付企業側の過度な負担を軽減することができる可能性を示唆したものとして意義がある判例といえるだろう。

つぎに、第3章において紹介した「ピーターラビット事件」は、©の表示行為に関して裁判所の見解が示された稀有な事例として、実務上の参考となることだろう。なお、本編では触れていないが、被告のあたかも権利が存続しているかのような表示行為により原告は商品企画の段階から取引先が権利侵害を惧れるあまり競争する機会が奪われる等、事実上の損害が生じていることから、何らかの救済がされてしかるべきではなかったか、些か疑問を感じるところである。

最後に、第4章において紹介した「ミートホープ食肉偽装事件」は、新聞紙面等で衆目された事件の判決であり、不正競争防止法上の刑事罰が実際に適用された事例として、地裁判決ながらリーディングケースたる影響力をもった判例であるといえる。

本件は他の原産地偽装事例と比して「動機が極めて利欲的かつ自己中心的」であり「大胆さ、悪質さは際だって」いた点で「昨今みられる食品偽装の中でも、原産地偽装の事案とは一線を画するもの」とされ、不正競争防止法上の刑事

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

罰（実刑）が適用された。

なお、本件判決を検討するに、以下の要件を具備した場合、刑事罰が適用されるリスクが高まるといえるのではないだろうか。

- ① 表示されている商品と異なる商品が販売対象とされたこと
- ② 偽装手段が巧妙であり、経営者自ら従業員らに隠蔽の指示をしていたこと
- ③ 罪証の隠滅を図るなど悔悟の姿勢がみられないこと
- ④ 長期間・多数回に亘って反復的に繰り返され、取引総量・総額が多量・多額であること
- ⑤ 業界の公正な競争を害したこと
- ⑥ 業者の信用を傷つけ、消費者の信頼を損なわせたこと

上記要件は、先例の「米産地偽装」事件においても概ね当て嵌めることができることから、現時点では、当該要件を具備した場合、不正競争防止法上の刑事罰が適用されると考えられるといえるだろう。

また、本件に関しては、本誌2008年7月号 pp. 913-921「商品等表示に係わる法律比較」において表示法上の観点からも検証を行っているので、興味があれば是非そちらも参照いただきたい。

本稿が、不正競争防止法に関する理解や実務を行う上で参考となれば幸いである。

注 記

- 1) フェアトレード委員会「不正競争防止法関連の最近の判例について」、知財管理2008年1月号、pp.89-93
- 2) 知的財産権侵害に関する警告については、本件

判例等に対する考察が行われた下記論文を参照されたい。

廣瀬隆行「判例と実務シリーズ：No.340 知的財産権侵害に関する警告」、知財管理2007年6月号、pp.929-940

3) ©

4)



BEATRIX POTTER™ and PETER RABBIT™ © Frederick Warne & Co., 2005
Frederick Warne & Co. is the owner of all copyrights and trademarks in the Beatrix Potter characters names and illustrations
Licensed by Copyrights Group

BEATRIX POTTER™ and PETER RABBIT™
© Frederick Warne & Co.
Licensed by Copyrights Group

5) 例えば、

坂田 均「判例と実務シリーズ：No.348 ピーターラビット著作権表示事件」、知財管理2008年1月号、pp.67-74、特許ニュース平成20年9月10日 No.12343 著作権判例紹介24「著作権期間満了後、ライセンス商品に©表示を付することが不正競争行為（品質誤認表示）を構成するか否か」等

6) 尚、地裁判決では、「商品に実際には存在しない特許権、実用新案権、意匠権を表示する行為は13号の不正競争行為に該当する場合が多いと解されるが、そのように解されるのは、そのような表示が需要者をして当該商品が特許や、実用新案登録、意匠登録を認められたような優れた技術、デザインを有するという商品の品質、内容を誤認させるものである場合が多いからであると解される。これに対し、消費者等の需要者は、その絵柄が著作権の保護を受ける著作物であるか否かによってこれを購入するか否かを決定しているものではなく、そのような事項は商品の品質、内容に関するものとはいえないから、著作権の保護期間経過後の著作物に著作権表示を付することと上記のような特許権等の虚偽表示とを同列に論じることはできない。」として、産業財産権に伴う権利表示との違いについても判示している。

（原稿受領日 2008年10月31日）